

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から3年3月まで

私は、平成元年4月から3年3月までの期間について、非常勤職員として学校に勤務していたが、所定労働時間が短時間であり共済組合員の対象とならなかったため、国民年金保険料を納付していた。

現在所持している年金手帳によると、国民年金被保険者資格の喪失日が平成3年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格喪失日が2年4月1日とされていることは納付できない。

平成2年分給与所得に係る源泉徴収票を所持しており、同票によると、社会保険料額として当時の国民年金保険料相当額が記載されていることから、申立期間の国民年金保険料は納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、オンライン記録を見ると、平成3年4月30日に、公的年金へ加入したことを理由とする種別変更処理が行われ、第1号被保険者とならなくなったことから、同年5月1日に元年4月から2年3月までの期間に充当されたことが確認でき、当該種別変更処理が行われる前は、申立期間は納付済みと記録されていたのは明らかであるところ、当該種別変更時期当時において申立人が厚生年金保険の被保険者等となった事実は確認できない上、申立人は3年4月1日に共済組合の組合員となったことが確認できるとともに、申立人の年金手帳においても、申立期間は第1号被保険者であったこと、及び3年4月1日に第1号被保険者ではなくなったことが記録されているほか、A市の国民年金被保険者記録表によると、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が確認できる。

したがって、申立期間は、第1号被保険者であり、保険料納付済期間となるのは明らかである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年1月から同年3月まで
② 平成元年12月から5年3月まで

私は、昭和 62 年ごろ A 市（現在は、B 市）で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付しているはずであるが、申立期間の国民年金保険料が未納となっている。

国民年金保険料は、A 市役所の国民年金担当窓口、同市役所内の C 銀行出張所又は C 銀行 D 支店のいずれかで納めたはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月と短期間であり、申立人の申立期間①前後である昭和 62 年 4 月から 63 年 12 月までの期間及び平成元年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が申立期間①当時納付したとする国民年金保険料額は、当時の国民年金保険料額とほぼ一致する上、B 市から「申立期間①当時、国民年金保険料を納付することができる指定金融機関は C 銀行であり、国民年金保険料を納付書により納付することは可能であった。」との証言が得られたことから、申立人は、申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたと認められる。

申立期間②について、申立人は申立期間②のうち平成 2 年度から 4 年度までの国民年金保険料については、割引制度があるので 1 年分を一括して納付し、それぞれ納付した額は合計 10 万円を超えることはなかったとしているが、3 年度及び 4 年度のそれぞれの前納保険料額は 10 万円を超えている上、申立人は一括納付した時期を 5 月ごろとしていたが、その後、自動車税を納付し

た後の6月ごろと変遷するなど納付時期に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、前納国民年金保険料の納付期限は4月末日であり、国民健康保険料の納付期限が6月末であることを踏まえると、申立人は国民健康保険料の納付に係る記憶と錯誤していることがわかる。

さらに、申立人は、申立期間当時一括前納できる国民年金保険料は1年分単位と半年分単位とがあり、割引のある1年分の国民年金保険料を納付したと述べているが、制度上半年分単位の国民年金保険料を前納することが可能となったのは平成7年度からであり、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間②について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年10月21日から26年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、C株式会社）における申立人に係る資格取得日の記録を23年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を23年10月から24年4月までは1,800円、同年5月から26年4月までは4,500円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年1月1日から26年5月1日まで

私は、現在、特別養護老人ホームに入居しており、高齢のため、記憶力が乏しくなっているが、戦前から戦後にかけて継続して働いてきた。厚生年金保険の記録が無い昭和23年1月1日から26年5月1日までの間、D事業所及びA株式会社B工場に勤務していたと記憶しているので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録（昭和23年10月21日に被保険者資格を取得、51年12月20日に離職）により、申立人が昭和23年10月21日から51年12月20日までA株式会社B工場に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期に勤務していたと思われる同僚のうち、複数の者が「当時、当該事業所においては、臨時の社員を含め従業員全員を厚生年金保険に加入させていた。全般的に試用期間は無く、自分にも試用期間は無かった。」旨の供述をしている。

さらに、C株式会社は、「申立期間当時、試用期間の有無は分からないものの、作業員も含めて従業員全員に厚生年金保険に加入させていた。」と説明しており、同事業所は入社とほぼ同時期に厚生年金保険に加入させ、厚生

年金保険料を給与から控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 23 年 10 月 21 日から 26 年 5 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 23 年 10 月に資格を取得している同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、23 年 10 月から 24 年 4 月までは 1,800 円、同年 5 月から 26 年 4 月までは 4,500 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から同年 10 月 21 日までの期間については、申立人は D 事業所に勤務していたと主張しているが、D 事業所の事業主であったと思われる人物は既に死亡しており、申立人に当時の記憶が無く、同僚の証言を得ることもできないことから、勤務の実態は不明である。

また、社会保険事務所（当時）の記録によると、当該事業所は適用事業所では無いことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和 23 年 1 月 1 日から同年 10 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 550

第1 委員会の結論

申立人は、平成 19 年 7 月 18 日に支給された賞与において、標準賞与額（65 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を 65 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 18 日
平成 19 年 7 月 18 日に A 株式会社から支給された賞与から船員保険料（厚生年金保険料）が控除されているが、オンライン記録では反映されていないので、申立期間の標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間において、標準賞与額（65 万 3,000 円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和 25 年 3 月 16 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 6 月 1 日から 25 年 3 月 16 日まで

私は、株式会社Aに昭和 20 年 12 月 1 日に入社し、同社を退職した 41 年 12 月 1 日まで継続して勤務していた。しかし、24 年 6 月 1 日から 25 年 3 月 16 日までの間、株式会社Aに係る厚生年金保険の加入記録が無く、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、株式会社Aにおいて昭和 20 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、24 年 6 月 1 日に資格を喪失後、株式会社AのB支店が厚生年金保険の適用事業所となった 25 年 3 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得しており、24 年 6 月から 25 年 2 月までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、株式会社AのB支店において現地採用された同僚は、「申立人は、株式会社A本店から昭和 23 年ごろB支店開設のために派遣され、B支店長として勤務していた。」と供述しており、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務していたものと認められる。

また、株式会社AのC支店及び同社D支店（両支店とも厚生年金保険の未適用事業所）の勤務経験者は、「支店に勤務していた際の給与は本店から支

払われていた。」と供述している上、オンライン記録から、両支店勤務期間も株式会社A本店において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、当時、株式会社A本店において経理事務を担当していた者も、「支店が開設されるまでの間は、本店で給料を含め社会保険関係の事務をしていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 25 年 5 月 28 日まで
② 昭和 25 年 12 月 1 日から 30 年 1 月 31 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A 合資会社を昭和 30 年 1 月末ごろ退職した。脱退手当金を受給した覚えは無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳の性別は男性と記録されており、申立人の年金記録の記録管理において適切さを欠いている上、仮に厚生年金保険被保険者台帳に基づき脱退手当金を算定したとしても、支給決定された当時の制度では男性であれば受給権は発生しないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 30 年 1 月の前後 3 年以内に資格喪失した女性のうち、連絡先が把握できた 1 名から、事業所における脱退手当金の取扱いについて聴取したところ、「退職時、脱退手当金の説明は無かったと思う。」と証言していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A病院を昭和 42 年 3 月ごろ退職した。脱退手当金を受給した覚えは無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 年後の昭和 47 年 3 月 17 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 46 年 6 月 * 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間の脱退手当金が支給決定されたこととなっている時期以前に国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していることを踏まえると、当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、株式会社B）C支社における資格喪失日に係る記録を昭和26年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和15年4月20日にA株式会社（当時は、株式会社D）に入社し、総務課に所属して経理を担当し、その後、同社C支社の研究所や工場勤務を経て、26年2月1日から本社営業部勤務となった。

ねんきん特別便で記録を確認したところ、A株式会社C支社から本社営業部勤務となった際に厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が昭和26年1月31日となっていたため、1か月間の未加入期間が生じている。

しかし、私が申立期間において継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bから提出された人事記録及び職員名簿並びに事業主からの回答により、申立人は、A株式会社に継続して勤務し（昭和26年2月1日に同社工場から同社本社営業部へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、A株式会社C支社（工場）の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和26年1月の標準報酬月額を8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の厚生年金保険の資格喪失日を誤って昭和26年1月

31 日として届け出たため、同年 1 月の保険料を納付していないとしていることから、事業主が、同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 1 月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 531 (事案 305 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は昭和40年7月から42年9月までの期間、44年3月から45年10月までの期間、47年3月、平成6年12月から9年1月までの期間及び9年3月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年7月から42年9月まで
② 昭和44年3月から45年10月まで
③ 昭和47年3月
④ 平成6年12月から9年1月まで
⑤ 平成9年3月

当初の申立てに対する決定通知を受け取った後、国民年金保険料の還付金の受給等について、再度、当時の記憶を思い起こすなどしたが、当初の申立てどおり、還付金の請求及び受給した記憶は無いので、国民年金保険料は還付されていないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、平成7年及び9年に国民年金保険料に係る過誤納決議が行われ、同年中に還付金の支払が行われていることになっているが、当該還付の理由、還付金額等に不合理な点はなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなく、オンライン記録によると、還付金は、A郵便局に「国庫金送金(振込)明細票」として送付されており、当時の現金出納簿からは、請求者が1年間の期限内に受け取らなかった場合に記載することとなっている返戻の記録が無いことから、請求者が受け取ったと推測されるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当時の記憶を再度思い起こしても還付金を請求及び受給した記憶は無いと主張しているのみであり、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年から 57 年まで

私は、昭和 54 年から 57 年までの間、株式会社Aに勤務し、土木の現場作業に従事していたが、その間の厚生年金保険の記録が無いので年金記録確認第三者委員会で調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び株式会社Aから提出された労働者名簿により、申立人は申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 17 日から 57 年 4 月 10 日までの間、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、株式会社Aでは、「厚生年金保険の加入状況については、労働者名簿により管理しており、申立人は厚生年金保険に加入させていないことが確認できる。現場監督及び事務員は厚生年金保険に加入させていたが、申立人のように現場作業員については、申立期間当時、雇用保険には加入させるも、厚生年金保険には加入させていなかった。」としている。

また、申立期間当時、厚生年金保険事務を担当していた同僚は、「株式会社Aは現場監督及び事務員は厚生年金保険に加入させていたが、現場作業員については、農業との兼業者も多かったこともあって加入させていなかった。」と供述している。

さらに、オンライン記録により申立期間当時、被保険者資格記録のある従業員 5 人について調査した結果、厚生年金保険被保険者資格を取得している者は事務職 1 名、現場監督 4 名となっており、現場作業員について厚生年金保険被保険者の資格を取得している者を確認することはできなかった。

このほか、申立内容に係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月2日から同年6月23日まで

昭和46年1月末に、A丸の船舶所有者のB氏から、給与が月額10万円から15万円で船員保険の年金に加入するという条件で働いてほしいという話があり、同年2月2日から勤務した。

A丸の乗組員は、船長のC氏及び船員のD氏と私の3人であった。C氏は、自分はA丸での船員保険の年金加入記録があるのに、一緒に乗っていた私の船員保険の年金加入記録が無いのはおかしいと言っている。

D氏は亡くなっており、証人は一人となったが、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳の写しから、申立人が、B氏の所有するA丸において、申立期間に勤務していたことは確認できる。

しかし、A丸の事業主であるB氏は申立人の名前を覚えておらず、A丸の乗組員に係る年金の手続についても叔父が行っていたため分からないとしている上、当該叔父は亡くなっており、当時のA丸の乗組員に係る船員保険の加入に係る取扱いについて証言を得ることもできない。

また、事業主は「従業員は頻繁に入れ替わっていた。」と述べているところ、申立期間当時、当該事業主の所有する船舶に勤務していた者の供述を踏まえ判断すると、すべての従業員について船員保険の加入手続を行っていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において申立人の名前は無く、被保険者証記号番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落した事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年8月21日から38年2月20日まで
② 昭和40年11月30日から42年3月20日まで

私は、昭和44年5月1日に個人事業主となるまで、下請けの仕事をする組のまとめ役をしていた。

申立期間①については、A株式会社（後に、B株式会社）で発電所のメンテナンスの仕事をしており、昭和35年6月から39年5月まで継続して仕事をしていたはずなのに、厚生年金保険の加入記録が一部抜けていることは納得できない。

申立期間②については、C事業所（後に、有限会社D）で鉄骨の取り付けや組み立ての仕事をしており、昭和39年10月から42年9月まで継続して仕事をしていたはずなのに、厚生年金保険の加入記録が一部抜けていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社は昭和54年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、当時の資料及び証言を得られない上、同社において厚生年金保険に加入している複数の同僚からも申立人が同社に勤務していたとする証言は得られず、申立人が同社において勤務していたとする周辺事情は見当たらない。

また、当時のA株式会社の事務担当者から、「正社員は5、6人しかおらず、ほかは下請けの人で、仕事の多い時期だけ雇って厚生年金保険に加入させていた。」との証言が得られ、オンライン記録から、申立人が申立人と同様にA株式会社において下請けの仕事をしていたとする同僚は、申立期間①に係る厚生年金保険の加入記録が無いことが確認できる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票によると、申立人は昭和36年8月21日に資格を喪失し、同年9月5日に健康保険証を返納した後、38年2月20日に同社において資格を再取得していることが確認でき、申立期間①に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらず、不自然な点は無い。

申立期間②について、申立人が、有限会社Dにおいて下請けの仕事をしていたとする同僚は、「申立人と一緒に有限会社Dへ入社し、一緒に辞めた。」と証言しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は申立人と同じく昭和39年10月16日に資格を取得し、40年11月30日に資格を喪失し、その後同社に係る厚生年金保険の加入記録は無く、申立期間②の期間中A株式会社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

また、有限会社Dに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和40年11月30日に資格を喪失し、同年12月4日に健康保険証を返納した後、42年3月20日に同社において資格を再取得していることが確認でき、申立期間②に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見当たらない上、申立人の雇用保険加入記録とも一致している。

さらに、有限会社Dは昭和59年9月11日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に他界していることから、当時の資料及び証言は得られず、ほかに申立期間②に同社で厚生年金保険に加入している複数の同僚からは、申立人に関する証言は得られず、申立人が同社において勤務していたとする周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月上旬ごろから 36 年 6 月 1 日まで
私は、勤務していたA事業所を昭和 35 年 6 月 27 日に退職の後、数日の内にB株式会社に就職し、36 年 5 月 31 日まで勤務した。

私が申立期間においてB株式会社に勤務していたことを証明できる資料等はないが、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のB株式会社の位置及び従業員数を記憶している上、元同僚の一人が「申立人の勤務期間は覚えていないが、確かに勤務していた。」と述べており、申立人がB株式会社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、また、B株式会社は昭和 41 年 5 月 20 日に解散している上、当時B株式会社で事務等を行っていた当該事業主の妻は「B株式会社に関する資料等はなく、職人の名前も覚えていない。」と述べており、申立内容の確認を行うことができない。

また、申立人は、B株式会社の就職及び退職に係る経緯を覚えておらず、申立期間当時の事業主、上司及び同僚の氏名に係る記憶も薄弱な上、当時、B株式会社に勤務していた同僚の内ただ一人申立人を記憶していた前述の元同僚は「申立人は臨時雇いで、勤務期間は極めて短かったと思う。」と述べ、給与や社会保険事務を担当していた者を含む他の複数の同僚は「申立人を知らない。」と述べており、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとする周辺事情等を得ることができない。

さらに、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B

株式会社が社会保険の適用事業所となった昭和 33 年 1 月 25 日から 37 年 6 月 1 日までに被保険者資格を取得した者の中に、申立人及び申立人が申立期間当時の同僚として名前を挙げた者の名前は無く、同名簿に不自然な点も無い。

加えて、申立人が B 株式会社を退職の後に就職した C 株式会社 D 工場（現在は、E 株式会社）から「F 氏が当工場に提出した履歴書を基に当工場が作成した F 氏に係る経歴カードに、『昭和 34 年 3 月、A 事業所入社。38 年 3 月退職』と記載され、この間に他の事業所名は記載されていない。」とする回答を得た。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 9 月 30 日まで
② 昭和 63 年 10 月 1 日から平成元年 7 月 31 日まで
③ 平成 2 年 10 月 1 日から 3 年 7 月 31 日まで
④ 平成 6 年 10 月 1 日から 7 年 6 月 30 日まで

被保険者記録照会回答票を確認すると、申立期間①に係る標準報酬月額について記載が無い。

また、申立期間②及び③については標準報酬月額が 38 万円から 34 万円にそれぞれ低下し、申立期間④についても標準報酬月額が 47 万円から 41 万円に低下している。これらについて納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は「被保険者記録照会回答票に勤務していた A 株式会社における昭和 46 年度の定時決定が記載されていない。」と述べているが、同回答票の加入月数の欄には 45 年 8 月から 47 年 9 月までの期間について 26 か月と記載されており、46 年 10 月の定時決定の標準報酬月額が 45 年 8 月に随時改定された 6 万円と同額であるため、46 年 10 月の記載が省略されたものと思われる。

申立期間②及び③について、複数の同僚は「転勤、引越シーズンは忙しく、残業手当で給与の手取りが多かった。」と述べている上、A 株式会社の担当者から「当社は年度によって違いはあるが、引越シーズンを含めた 4 月、5 月、6 月は多忙であるため、標準報酬月額は残業手当で 2 等級の変動があったと思われるが、詳細については資料の保存期間が経過し処分しているため不明である。」との回答があり、当該事業所においては標準報酬月額の決定に残業手当が影響していたことがうかがえる。

また、オンライン記録から、同僚 16 人に係る標準報酬月額の変動状況を確認したところ、対象年次は異なるものの、12 人について変動が認められることから、申立人の当該標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり不自然に変動しているとは考え難い。

申立期間④について、A株式会社から厚生年金基金に提出された厚生年金基金加入員標準給与決定通知書によると、平成6年10月の定時決定において標準報酬月額が従前の47万円から41万円と変動していることが確認でき、当該記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。